

柏崎産木材の家づくり支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 柏崎産木材の需要拡大及び木造住宅建築の促進並びに定住の促進を図り、林業及び木材産業の振興を目的として、柏崎産木材を使用して木造建築物を新築しようとする建築主に対し、予算の範囲内において柏崎産木材の家づくり支援事業補助金を交付するものとし、その交付については、新潟県柏崎市補助金等交付規則（昭和50年規則第29号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 木造建築物 主要構造部を木材とする柏崎市内に存する個人所有の戸建て住宅で、自らが居住するもの（併用住宅を含む。）
- (2) 新築 建築物のない更地、又は既存建築物を除却した更地に新たに住宅を建てること。
- (3) 柏崎産木材 柏崎市内で伐採した木材により製材された木材製品

(補助対象者)

第3条 この補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に住所を有するもの又は住所を有する予定であるもの
- (2) 市税又は居住地の市区町村税を滞納していないもの
- (3) 市内施工業者による新築工事を行うもの
- (4) この補助金を受けたことがないもの
- (5) 新築工事後に居住を開始するもの

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる費用は、新築工事に係る経費のうち、柏崎産木材の購入費とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助金の対象となる経費の3分の1以内の額とし、その額に千円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。ただし、木造建築物1棟につき30万円を上限とする。

(消費税の取扱い)

第6条 補助金の交付申請に当たり、事業主体について当該補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して行うものとする。ただし、交付申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書（別記第1号様式）及び同申請書に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(交付決定等)

第8条 市長は、補助金交付申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書（別記第2号様式）により通知するものとする。

2 市長は、申請に対し不交付の決定をしたときは、補助金不交付決定通知書（別記第2号様式の

2) により申請者に通知するものとする。

(変更申請)

第9条 前条第1項の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、申請の内容を変更しようとするときは、補助事業計画変更承認申請書（別記第3号様式）及び同申請書に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(変更の承認通知)

第10条 市長は、前条の規定による変更の申請を承認したときは、補助事業計画変更承認決定通知書（別記第4号様式）により通知するものとする。

(実績報告書)

第11条 補助事業者は、工事完了の後30日を経過する日又は補助金の交付決定年度の3月末日のいずれか早い日までに補助事業実績報告書（別記第5号様式）及び同報告書に掲げる書類を添えて市長へ提出しなければならない。

(補助金の交付)

第12条 市長は、補助事業者から前条の規定による実績報告書の提出を受け、補助金確定通知書（別記第6号様式）を発行した日から起算して30日以内に補助金を交付するものとする。

2 補助金の交付は、原則として補助事業者を名義とする金融機関の口座へ振り込むものとする。ただし、補助事業者から別途、口座振込依頼書が提出された場合は、この限りでない。

(交付決定の取消し)

第13条 市長は、この補助金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他不正な手段により交付を受けたとき。
- (2) この要綱の規定に違反したとき。
- (3) その他市長が適当でないとしたとき。

(補助金の返還)

第14条 市長は、前条の規定により補助金交付の決定を取り消したときは、補助金交付決定取消し・返還通知書（別記第7号様式）により通知するとともに、既に補助金が交付されている場合には、期日を定めてその返還を命ずるものとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和13年3月31日限りその効力を失う。ただし、補助金の支払については、令和13年5月31日までの間は、なおその効力を有する。